

取 扱 注 意

No.

土木工事標準積算基準書

(機械編)

令和元年 10 月

令和 2 年 5 月 一部改定 (第 1 回)

山梨県 県土整備部

所属	
氏名	

令和元年度 土木工事標準積算基準書(機械編) 第Ⅸ編 第1章 一般共通【新旧表】

現 行

改 定

備 考

表-1・9 標準設計技術費率

対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
A		b		
工種区分	下記の率とする。			下記の率とする。
水門設備(小形水門設備除く)	3.32	23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07
トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23

対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億を超えるもの
	適用区分	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
A		b		
工種区分	下記の率とする。			下記の率とする。
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72
車両重量計設備, 車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備(単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2953	1.24

(3) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 標準設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Se の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・10 標準一般管理費等率

対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率
500万円以下	21.78%
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	11.78%

(注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

現行のとおり

表-1・10 標準一般管理費等率

対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率
500万円以下	27.00%
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	18.76%

(注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

令和元年度 土木工事標準積算基準書(機械編) 第X編 第1章 機械設備点検・整備業務【新旧表】

現 行	改 定	備 考												
<p>4-2 一般管理費等 (1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。 (2) 標準一般管理費等率は、表-20・6によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-20・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検・整備原価</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以下</td> <td style="text-align: center;">19.37%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"> $G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率(%) C：点検・整備原価(円) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p>4-3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。 (1) 旅費、日当、宿泊費は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。 (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。 (3) 間接費は、「4-1(7)点検整備間接費」に準ずるものとする。 (4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。</p> <p>4-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>4-5 支給品の取扱い (1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。 (2) 支給品の現場間接費に対する取扱いは、次による。 1) 直接材料は、全額を現場間接費算定の対象とする。 (3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	19.37%	50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率(%) C：点検・整備原価(円)	<p>4-2 一般管理費等 (1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。 (2) 標準一般管理費等率は、表-20・6によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-20・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検・整備原価</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以下</td> <td style="text-align: center;">25.55%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"> $G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率(%) C：点検・整備原価(円) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	25.55%	50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率(%) C：点検・整備原価(円)	
点検・整備原価	標準一般管理費等率													
50万円以下	19.37%													
50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率(%) C：点検・整備原価(円)													
点検・整備原価	標準一般管理費等率													
50万円以下	25.55%													
50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率(%) C：点検・整備原価(円)													
X-1-9														